

収支報告書

令和 2 年 4 月 24 日

山口県議会議長 様

報告者 住所 山陽小野田市大字山川675

氏名 中嶋 光雄



政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

収 入		4,200,000 円	
費 目	金 額 (円)	内 訳	内訳金額(円)
調査研究費	175,734	政務活動用車両燃料代	32,224
		政務活動用車両リース料	112,670
		経産省と原発問題意見交換	30,840
研修費	0		
会議費	0		
資料費	242,696	新聞購読料	177,696
		自治体情報誌	60,000
		雑誌購読料	5,000
広報費	1,313,331	県議会報告印刷、新聞折り込み料	1,301,567
		県議会報告郵送料	11,764
事務所費	103,080	事務所電気料金	92,620
		事務所水道料金	10,460
事務費	222,004	携帯電話料	94,026
		事務所電話料金	62,056
		文房具代	65,922
人件費	565,000	政務パート臨時雇用料	565,000
合計	2,621,845		
残 余			1,578,155 円

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号
事業内容	政務活動車両燃料代 4月分は(中)4/1~4/7の7日分控除			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月分	12830	4918	1/2按分
	5月分	3600	1800	"
	6月分	3799	1899	"
	7月分	3174	1587	"
	8月分	3312	1656	"
	9月分	6659	3329	"
	10月分	3367	1683	"
	11月分	7089	3544	"
	12月分	3807	1903	"
	1月分	9433	4716	"
	2月分	3190	1595	"
	3月分	7188	3594	"
	《合計》	67,448	32,224	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			支出に比例按分 (1月未済切捨)

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-2
----	-------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

4月分は、前月の7月分を控除し、1/2掛分

$\frac{12830 - (12830/30 \times 7)}{2} = 4918$		<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2>		中嶋 光雄様	
		平成31年 4 月 26 日			
御入金内訳	現金小切手			金額	百 拾 万 千 百 拾 円
	手形 月/日	銀行	店		9
	手形 月/日	銀行	店	(摘要)	1/2掛分
	銀行振込			油代にて (4月分)	4918
	相 殺				

毎度有難う御座います
上記金額正に領収致しました

●営業種目
石油製品全般
車輛点検及び整備

取引銀行

収入
印紙
取扱者印

昭和三井石油厚狭山陽町給油所
有限会社
金重石油
山陽小野田市大字山川796
☎ (0836) 73-1800

<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2>		中嶋 光雄様			
		令和 元年 5 月 29 日			
御入金内訳	現金小切手			金額	百 拾 万 千 百 拾 円
	手形 月/日	銀行	店		9
	手形 月/日	銀行	店	(摘要)	1/2 1800
	銀行振込			油代にて (5月分とて)	
	相 殺				

毎度有難う御座います
上記金額正に領収致しました

●営業種目
石油製品全般
車輛点検及び整備

取引銀行

収入
印紙
取扱者印

昭和三井石油厚狭山陽町給油所
有限会社
金重石油
山陽小野田市大字山川796
☎ (0836) 73-1800

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】			

領 収 書


令和 ~~一~~ 年 6 月 29 日 中嶋光雄様

御入金内訳	現金小切手			
	手形 月/日	銀行	店	
	手形 月/日	銀行	店	
	銀行振込			
	相 殺			

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
					9	3	799

(摘要) 1/2 1899
油代にて (6月分)

毎度有難う御座います
上記金額正に領収致しました



昭和シェル石油厚狭山陽町給油所
有限会社
金重石油
山陽小野田市大字山川796
☎ (0836) 73-1800

収入印紙

● 営業種目
石油製品全般
車両点検及び整備

取引銀行
[Redacted]

取扱者印 [Redacted]

領 収 書


令和 元 年 7 月 29 日 中嶋光雄様

御入金内訳	現金小切手			
	手形 月/日	銀行	店	
	手形 月/日	銀行	店	
	銀行振込			
	相 殺			

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
					9	3	74

(摘要) 1/2 1587
油代にて (7月分)

毎度有難う御座います
上記金額正に領収致しました



昭和シェル石油厚狭山陽町給油所
有限会社
金重石油
山陽小野田市大字山川796
☎ (0836) 73-1800

収入印紙

● 営業種目
石油製品全般
車両点検及び整備



取引銀行
[Redacted]

取扱者印 [Redacted]

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-5
----	-------	------	-----


【領収書その他の書面の添付欄】



領 収 書		中嶋 光雄様	
令和 元 年 10 月 29 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 月/日	銀行 店	
	手形 月/日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 3367
		(摘要)	1/2 1683 油代 212 (10月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 金 重 石 油 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備 取引銀行: XXXXXXXXXX	印 紙 取扱者印 

領 収 書		中嶋 光雄様	
令和 元 年 11 月 28 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 月/日	銀行 店	
	手形 月/日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百 拾 万 千 百 拾 円 77089
		(摘要)	1/2 3544 油代 (11月分) 212
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	収 入
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 金 重 石 油 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備 取引銀行: XXXXXXXXXX	印 紙 取扱者印 

領収書等添付票


費目	調査研究費	整理番号	1-6
【領収書その他の書面の添付欄】			


領 収 書		中嶋 光雄 様	
令和元年12月27日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百拾万 千 百拾 円 83807
		(摘要)	1/2 1903 油代 212 (12月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 金重石油 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営業種目 石油製品全般 車両点検及び整備	
		取引銀行 	
		取 入	紙
		取扱者印	

領 収 書		中嶋 光雄 様	
令和二年1月28日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金額	百拾万 千 百拾 円 9433
		(摘要)	1/2 4716 油代 212 (1月分)
		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 金重石油 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		● 営業種目 石油製品全般 車両点検及び整備	
		取引銀行 	
		取 入	紙
		取扱者印	

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-7
【領収書その他の書面の添付欄】			

領 収 書		中嶋 光雄様	
令和 二年 之 年 之 月 28 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金 額	目 拾 万 千 百 拾 円 70,190
		(摘要)	1/2 1595 油代 12 (2月分)
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 金重石油 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	取 入 印 紙 取扱者印
		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備	
		取引銀行	

領 収 書		中嶋 光雄様	
令和 二年 之 年 3 月 28 日			
御入金内訳	現金小切手		
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	手形 / 月 / 日	銀行 店	
	銀行振込		
	相 殺		
		金 額	百 拾 万 千 百 拾 円 77,880
		(摘要)	1/2 3594 油代 12 (3月分として)
 昭和シェル石油厚狭山陽町給油所 有限会社 金重石油 山陽小野田市大字山川796 ☎ (0836) 73-1800		毎度有難う御座います 上記金額正に領収致しました	取 入 印 紙 取扱者印
		● 営 業 種 目 石油製品全般 車輛点検及び整備	
		取引銀行	

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	1-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

領 収 書

令和元年8月27日 中嶋光雄様

御入金内訳	現金小切手			
	手形 / 月 日	銀行	店	
	手形 / 月 日	銀行	店	
	銀行振込			
	相 殺			


金額	百	拾	万	千	百	拾	円
					3	3	2

(摘要) 1/2 1656
油代 (8月分) として


毎度有難う御座います
上記金額正に領収致しました

● 営業種目
石油製品全般
車輛点検及び整備

取引銀行
[Redacted]



昭和シェル石油厚狭山陽町給油所
有限会社
金重石油
山陽小野田市大字山川796
☎ (0836) 73-1800



収 入
印 紙

取扱者印

領 収 書

令和元年9月26日 中嶋光雄様

御入金内訳	現金小切手			
	手形 / 月 日	銀行	店	
	手形 / 月 日	銀行	店	
	銀行振込			
	相 殺			

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
					6	6	59

(摘要) 1/2 3329
油代 として (9月分として)

毎度有難う御座います
上記金額正に領収致しました

● 営業種目
石油製品全般
車輛点検及び整備

取引銀行
[Redacted]



昭和シェル石油厚狭山陽町給油所
有限会社
金重石油
山陽小野田市大字山川796
☎ (0836) 73-1800



収 入
印 紙

取扱者印

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	(調査研究費)・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号	2-1	
事業内容	政務活動用車両リース料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	21,168	8,114	7月分を控除し、1/2按分		
	5月分	21,168	10,584	1/2按分を充当		
	7月分	20,628	10,314	"		
	8月分	20,628	10,314	"		
	9月分	20,628	10,314	"		
	10月分	21,010	10,505	"		
	11月分	21,010	10,505	"		
	12月分	21,010	10,505	"		
	1月分	21,010	10,505	"		
	2月分	21,010	10,505	"		
	3月分	21,010	10,505	"		
		《合計》	230,280	112,670		
按分割合 積算根拠	4月分のみ、4月～7月分の7月分を控除 政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	2-2
----	-------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書等宛名の無いものは、
中嶋光雄宛に相違ありません。

4月分は、4/1 ~ 4/7 分を控除

$$\frac{21,168 - (21,168 / 30 \times 7)}{2} = 8,114$$

各月 1/2 按分

4月分	219-05-07	200	*21,168トヨ夕F	1/2按分	¥8,114
5月分	19-06-03	200	*21,168トヨ夕F	"	¥10,584
7月分	19-08-02	200	*20,628トヨ夕F	"	¥10,314
8月分	19-09-02	200	*20,628トヨ夕F	"	¥10,314
9月分	19-10-02	200	*20,628トヨ夕F	"	¥10,314
10月分	19-11-05	200	*21,010トヨ夕F	"	¥10,505
11月分	19-12-02	200	*21,010トヨ夕F	"	¥10,505
12月分	20-01-06	200	*21,010トヨ夕F	"	¥10,505
1月分	20-02-03	200	*21,010トヨ夕F	"	¥10,505
2月分	20-03-02	200	*21,010トヨ夕F	"	¥10,505
3月分	20-04-02	200	*21,010トヨ夕F	"	¥10,505

国内 ~~海外~~ 視察、研修報告書

議員名 中嶋 光雄

費目	調査研究費		整理番号	3-1
視察・研修の目的	経産省と原子力規制委員会に対し「上原発公有水面埋立免許の理由となった「重要電源南陸北東指定の取消」を求める申し入れ及び意見交換			
年月日	2019年6月7日(金)			
場所	東京、参事院議員会館 B103会議室			
相手先	資源エネルギー庁電力ガス事業部電力基盤整備課・中村智課長 補佐 河上 原子力政策課・山瀬大悟 係長 外務 原子力規制委員会原子力規制部審査グループ運用部審査部内・岩崎拓哉 監理官 補佐 山口宇部空港 — 東京羽田空港 外務			
行程	羽田 — 浜松町 — 有楽町 — 永田町 (E/L-L) (JR) (地下鉄) (5/帰)			
内容・結果等	別紙のとおり			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	旅費	30,840	30,840	往復航空券
	《合計》	30,840	30,840	
按分割合積算根拠	100% 充当			

- 注) 1 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修について本報告書を作成すること
 2 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること
 3 パック料金を利用した場合は、経費内訳の内容欄に、交通費、宿泊費等の項目内訳を記入すること

2019.6.7「経産省、原子力委員会質問・申し入れ」報告

当方の参加者：山口県議（中嶋光雄、宮本輝男、藤本一規、戸倉多香子）、訴訟の会（XXXXXXXXXX）
上関原発どうするネット（XXXXXXXXXX）その他2名

1、経産省での報告

(1)質問書への口頭回答

1について（エネルギー基本計画について）

新設は想定していない

2について（重要電源開発地点指定の上関原発について）

事業者からの取り下げがない

3、4について

2016.6.14に中国電力にかいとうしたものは、今手持ちにないので、調べて送付する。

5について

「重要電源開発地点の指定」については改訂する事は考えていない。

(2)以下約1時間の質問ではっきりしたこと

- ◎ 再稼働を優先してやるので、新設は考えていない。エネルギー7基本計画での2030年までは、36基の原発があるので、それで20-22%の原発比率は可能である。
- ◎ 重要電源指定の解除は状況の変化がないのでできない。
- ◎ 解除は「①事業を有する計画の変更、②地元の状況の変化」があつて変更ができる。つまり、利用者（電力会社）側からの要請があれば可能。やり方のプロセスはわからない。
- ◎ エネルギー基本計画に新設することは入っていない。上関原発は新設に入る。
- ◎ ダブルスタンダード（有効—新設なし）になっていないか。はっきり出来ないと書いてほしい。「有効」との書き方は止めてほしい。地元の状況に変化がないので変えられない。
- ◎ 「運転開始まで」との内容は、告示にあたるものをだせば改訂できる。
- ◎ いろいろたくさんの交付金が出ているが、これは重要電源指定の改訂には関係ない。

要するに、重要電源指定はかえることもないし、「今も有効である」との記述はそのままにするようだ。

2、原子力規制委員会での報告

- ◎ 2009年に提出された5回の審査で中断拒っている「工事認可申請」では、3.11以後、全然審議していないし、事業者（中電）との面談はしていない。
- ◎ 書き直すことも要求していないし、そもそも新たな基準がないので、進められない。
- ◎ ボーリングをやったり、認可申請書の補正書を出すのは、中電がかつてにやっていることなので、受け取るだけではする。
- ◎ 審査は
 - ①設置許可申請
 - ②工事認可申請
 - ③保安規程の認可
 - ④使用前検査の手続きで進んで行く。

◎ 工事認可申請の補正書が2014.4.10に提出されたといわれるが、定かではなかった。

つまり、工事認可申請の新規制基準も決まらず、新設はないことなので、「申請書は何も見っていないし」先に進む事はできないとのことであった。

領収書等添付票

費目	調査研究費	整理番号	3-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

領収証

ADVENTURE skyticket

中嶋光雄 様

NO. 794703

¥30,840-

但し、山口宇部-東京羽田往復航空券代

入金日: 2019/05/15

発行日: 2019/05/15

支払い方法: Credit Card

左記、正に領収いたしました

〒150-6024

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー 24F

発行元: 株式会社アドベンチャー

お問い合わせ先: スカイチケットカスタマーサービス

TEL: 03-6450-2512

url: <https://skyticket.jp>



2019年6月7日分航空代

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号
事業内容	新南・雑誌購読料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	らんぷん赤旗(4月~3月)	41,964	41,964	3497/月×12月
	朝日新聞・中部朝報(4月~3月)	95,496	95,496	7958/月×12月
	公明新聞(4月~3月)	22,644	22,644	1887/月×12月
	反戦情報(4月27日~3月)	6,000	5,000	(2019年2月~3月分控除)
	週南新社会	9,192	9,192	4月~3月
	D-file 自治体情報誌	60,000	60,000	4月号上下~3月号上下
	全国農業新聞(4月~3月)	8,400	8,400	4月~3月
	《合計》	243,696	242,696	
按分割合 積算根拠	政務活動(100%) 政務活動(100%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2019 年 4 月分

上記の金額たしかにしてください。
ありがとうございます。

日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町 2-4-2
TEL0836-33-5577

領収日 4/25 裁者

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 4 月分 領収日 4/20 日
領収金額 **¥1,887**

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

支店 区域 読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 31 <u>4/23</u> 中嶋 光雄 様
0204 11335	19 4	

山川 675
山川裕

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
朝日新聞 (本体価格 2,864円 消費税 229円)	1	3,093	7,958 <small>(消費税込) 上記金額を領収しました。</small>
山口新聞	1	2,705	
宇部日報	1	2,160	

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111

いつもありがとうございます。
今後もよろしくお願いいたします。


お客様の個人情報には当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】			
新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」		部数 1	金額 3,497
中嶋 光雄 様		日本共産党発行の しんぶん 赤旗 領収書 3,497 円 2019年 5月分 上記の金額を払いいただきました。 ありがとうございます。 日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-39-5577	
		領収日  敬書	

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2019年5月分 領収日 5月3日
 領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 田辺 薫
 住所 宇部市中村3丁目3-28
 TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



支店 区域 読者番号
 02,04 11335

年月分
 19 5

ASA 領収証

No. 31

山川 675
 山川裕

5/24
 中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
朝日新聞 (本体価格 2,864円 消費税 229円)	1	3,093	7,958
山口新聞	1	2,705	
宇部日報	1	2,160	

ASA 厚狭
 山陽小野田市鴨ノ庄81-1
 TEL 0836-72-3111



いつもありがとうございます。
 今後もよろしくお願ひします。

お客様の個人情報にはASAが責任をもって管理致します。



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

中嶋 光雄 様		領収書
新聞雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の
しんぶん 赤旗

金額 3,497 円

2019 年 6 月分

上記の金額にしかばいいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町2-4-2
TEL0836-83-5577

領収日 6/27 収者

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年6月分 領収日 6月28日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

支店 区域 読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 32 6/23
02,04 11335	19 6	

山川 675
山川裕

中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
朝日新聞 (本体価格 2,864円 消費税 229円)	1	3,093	7,958 <small>(消費税込) 上記金額を領収しました。</small>
山口新聞	1	2,705	
宇部日報	1	2,160	

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111



いつもありがとうございます。
今後よろしくお願ひします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426



お申込No. 35040-21419(682)

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-5						
【領収書その他の書面の添付欄】									
<p>中嶋 光雄 様</p> <table border="1"> <tr> <th>新聞・雑誌名</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>日刊「しんぶん赤旗」</td> <td>1</td> <td>3,497</td> </tr> </table>		新聞・雑誌名	部数	金額	日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書</p> <p>3,497 円</p> <p>2019 年 7 月分</p> <p>上記の金額がにいただきました。 あしがらうございました。</p> <p>日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-33-5677</p> <p>領収日 7/27 扱者</p>	
新聞・雑誌名	部数	金額							
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497							

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年7月分 領収日 7月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

ASA 領収証 No. 32

02/04 | 11335 19 | 7

山川 675
山川裕

7月分 7/29
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
朝日新聞 (本体価格 2,864円 消費税 229円)	1	3,093	7,958
山口新聞	1	2,705	
宇部日報	1	2,160	

(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111



いつもありがとうございます。
今後もよろしくお願ひします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426



お申込No. 35040-21419(682)

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-6						
【領収書その他の書面の添付欄】									
<p>中嶋 光雄 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:40%;">新聞・雑誌名</td> <td style="width:10%;">部数</td> <td style="width:50%;">金額</td> </tr> <tr> <td>日刊「しんぶん赤旗」</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">3,497</td> </tr> </table>		新聞・雑誌名	部数	金額	日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	<p style="text-align: center;">日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.5em;">3,497 円</p> <p style="text-align: center;">2019 年 8 月分</p> <p style="font-size: 0.8em;">上記の金額をしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p style="font-size: 0.8em;">日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-33-5577</p> <p style="font-size: 0.8em;">領収日 8/25 投書 </p>	
新聞・雑誌名	部数	金額							
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497							

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年8月分 領収日 8月5日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

支店	区域	読者番号	年月分	ASA 領収証
0204	11335	19	8	No. 31
山川 675 山川裕				9/2 中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
朝日新聞 (本体価格 2,864円 消費税 229円)	1	3,093	7,958
山口新聞	1	2,705	
宇部日報	1	2,160	
ASA 厚狭 山陽小野田市鴨ノ庄81-1 TEL 0836-72-3111			

(消費税) 上記金額を領収しました。

いつもありがとうございます。
今後ともよろしくお願いいたします。

お客様の個人情報には当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫
 住所 宇部市中村3丁目3-28
 TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

中嶋 光雄 様		領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

金額 3,497 円

2019年 9月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町2-4-2
TEL0836-33-5577

領収日 9/25 投書

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年 9月分 領収日 9月30日

領収金額	¥1,887
------	--------

*10月分から、定価(税込)が変わるものもあります。

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

支店 区域 読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 31
02,04 11335	19 9	

9/27

中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
朝日新聞 (本体価格 2,864円 消費税 229円)	1	3,093	7,958
山口新聞	1	2,705	
宇部日報	1	2,160	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111

いつもありがとうございます。
今後もよろしくお願ひします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書


中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額	3,497 円
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	

2019年 10月分

上記の金額にしかじかいただきました。
ありがとうございます。

日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町2-4-2
TEL0836-33-5577

領収日 10/26 扱者 

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2019年 10月分

領収日 10月 29日

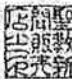
領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426 
お申込No. 35040-21419(682)

支店 区域 読者番号 年月分
02.04 11335 19 10.

ASA 領収証
No. 30

山川 675
山川浴

10/28
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111



*軽減税率対象品目 (内、消費税)
8%対象 7,958円 (589円) いつもありがとうございます。
今後ともよろしくお願いいたします。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-9
【領収書その他の書面の添付欄】			
中嶋 光雄 様 新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」		部数	金額
		1	3,497
		日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 3,497 円 2019 年 11 月分 上記の金額にしかいただきました。 ありがとうございます。 日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-33-6577	
		領収日	11/23 扱者

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 11 月分 領収日 11月29日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号 年月分

02,06 | 11335 19 11

ASA 領収証
 No. 7
 11/29
 中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税) 上記金額を領収しました。

ASA 厚狭
 山陽小野田市鴨ノ庄81-1
 TEL 0836-72-3111

*軽減税率対象品目 (内、消費税) 11月ありがとうございます。 今後もよろしく願います。
 8%対象 7,958円 (589円)


お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

販売店 田辺 薫
 住所 宇部市中村3丁目3-28
 TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-10						
【領収書その他の書面の添付欄】									
<p>中嶋 光雄 様</p> <table border="1"> <tr> <th>新聞・雑誌名</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>日刊「しんぶん赤旗」</td> <td>1</td> <td>3,497</td> </tr> </table>		新聞・雑誌名	部数	金額	日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書</p> <p>3,497 円</p> <p>2019 年 12 月分</p> <p>上記の金額たしかにいただきました。 日本共産党北南地区委員会 宇部市南浜町2-4-2 TEL0836-33-5577</p> <p>領収日 12/20 扱者 </p>	
新聞・雑誌名	部数	金額							
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497							

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年12月分 領収日 12月 20日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

支店 区域 読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 7
02,06 11335	19, 12	
山川 675 山川浴	12/23	中嶋 光雄 様


銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
* 朝日新聞	1	3,093	7,958
* 山口新聞	1	2,705	
* 宇部日報	1	2,160	

(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111




*軽減税率対象品目 (内、消費税) いつもありがとうございます。
8%対象 7,958円 (589円) 今後よろしくお願ひます。
お客様の個人情報当ASAが責任をもって管理致します。



販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	ノ-ノ
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

中嶋 光雄 様


新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2020 年 1 月分

上記の金額たしかにいただきました。
日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町2-4-2
TEL0836-33-5577

領収日 1/29 扱者 

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年1月分 領収日 1月31日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



支店 区域 読者番号	年月分	ASA 領収証 No. 7
02.06 11335	20 1	

山川 675
山川浴

1/23
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
* 朝日新聞	1	3,093	7,958
* 山口新聞	1	2,705	
* 宇部日報	1	2,160	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111



*軽減税率対象品目(内、消費税) 8%対象 7,958円(589円) いつもありがとうございます。 今後よろしく願います。 お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-12
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

中嶋 光雄 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

3,497 円

2020 年 2 月分

上記の金額にしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町2-4-2
TEL0836-33-5577

領収日 2/26 扱者

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020 年 2 月分 領収日 2月29日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象 1,887)

販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No 35040-21419(682)



支店 区域 郵便番号	年月分	ASA 領収証 No. 7
02 06 11335	20 2	

2/23

中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
*朝日新聞	1	3,093	7,958
*山口新聞	1	2,705	
*宇部日報	1	2,160	

(消費税込)
上記金額を徴収しました。

ASA 厚狭
山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111

*軽減税率対象品目 (内、消費税) いつもありがとうございます。
8%対象 7,958円 (589円) 今後もよろしくお願ひします。

お客様の個人情報には当ASAが責任をもって管理致します。

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-13
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

中嶋 光雄 様		金額
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2020 年 3 月分

上記の金額をしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党北南地区委員会
宇部市南浜町2-4-2
TEL0836-33-5577

領収日 2020.3.9 投者

新聞購読料 領収証

中嶋 光雄 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2020年3月分

領収日 2020.3.9 日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 田辺 薫
住所 宇部市中村3丁目3-28
TEL 0836-39-7425 FAX 0836-39-7426

お申込No. 35040-21419(682)



支店 区域 読者番号
02.06 11335

年月分
20 3

ASA 領収証

No. 7

山川 675
山川浴

3/24
中嶋 光雄 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
* 朝日新聞	1	3,093	7,958
* 山口新聞	1	2,705	
* 宇部日報	1	2,160	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

ASA 厚狭

山陽小野田市鴨ノ庄81-1
TEL 0836-72-3111



*軽減税率対象品目 (内、消費税)
8%対象 7,958円 (589円)

いつもありがとうございます。
今後もよろしく願います。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-15
----	-----	------	------


【領収書その他の書面の添付欄】

「週刊新社会」新聞購読料

領収書等の宛名の無いものは
中嶋光雄宛に相違ありません。

19-06-27	200	*2,292円シカイトウ 納付済	2019年4月~6月分
19-10-01	200	*2,292円シカイトウ 納付済	" 7月~9月分
19-12-30	200	*2,304円シカイトウ 納付済	" 10月~12月分
20-04-18	200	*2,304円シカイトウ 納付済	2020年1月~3月分

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-12-16	55062	A93120025
取扱店	アサ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*60,000	料金 *0
	振替受付票	
	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。	
	料金には、消費税等が含まれています。	
	(ゆうちょ銀行)	
入金額	*60,000	
おつり	*0	
“あんしん” & “べんり” な スマホ決済アプリ ゆうちょPay		

D-file (有給体情報誌)

2019年4月号上下

~2020年3月号上下

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-16
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

全国農業新聞購読料

領 収 書

一金 8,400 円也

但 全国農業新聞購読料

(H 31年4月~^{R2}3月分)

上記金額領収しました

令和 2年 3月 31日

中山島光雄様

全国農業会議所

全国農業新聞 全国農業図書

取扱者

山陽小野田市

町

農業委員



扱 者



費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 <u>広報費</u> ・事務所費・事務費・人件費	整理番号	1-1	
事業内容	議員会報告印刷・新聞折込、送付			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	16号印刷・折込料	321,031	321,031	印刷21,100枚、折込16570枚
	17号 "	321,031	321,031	印刷20,570枚、折込16570枚
	18号 "	329,406	329,406	印刷21,000枚、折込15920枚
	19号 "	330,099	330,099	印刷20,000枚、折込16300枚
	17号郵送料	3280	3280	40通
	18号 "	5124	5124	61通
	19号 "	3360	3360	40通
	《合計》	1,313,331	1,313,331	
	按分割合 積算根拠	政務活動100%		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

令和
平成元年5月8日

中 嶋 様

金 額	¥	3	2	1	0	3	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

但し
上記金額正に領収いたしました

(有) 厚 狭 印 刷
代表取締役 能 見

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



県議会報告本16号印刷(21100枚) 新聞折込(16,570枚)

領 収 証

令和元年8月22日


中 嶋 様

金 額	¥	3	2	1	0	3	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

但し 議会報告印刷代と折込料
上記金額正に領収いたしました

(有) 厚 狭 印 刷
代表取締役 能 見 敏 郎

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698



県議会報告本17号印刷(20,570枚) 新聞折込(16,570枚)

領収書等添付票

費目	宏報費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

令和元年11月18日

中山島 様

金額	7	3	2	9	4	0	6	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し
上記金額正に領収いたしました

(有)厚狭印刷

代表取締役 能見敏郎

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698

取扱者印



県議会報告書18号印刷(21,000枚)新聞折込み(15,900枚)

領 収 証

令和二年1月31日

中山島 様

金額	7	3	3	0	0	9	9	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---



但し
上記金額正に領収いたしました

(有)厚狭印刷

代表取締役 能見敏郎

〒757-0001 山口県山陽小野田市厚狭本町1区
TEL(0836)72-0168 FAX(0836)72-2698

取扱者印



県議会報告書19号印刷(20,000部)新聞折込み(16,300枚)

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-4
【領収書その他の書面の添付欄】			
第17号 40通 第18号 61通 第19号 40通			

領収書

中嶋光雄 様

[販売]
動物シリーズ第2集・82
820円 4枚 ¥3,280

小計 ¥3,280

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥3,280

△計 ¥3,280
口計 ¥3,300
お預り金額 ¥20
おつり



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年8月23日 14:39
担当：[Redacted]
発行No. 190823J9899 端N38箱02
連絡先：厚狭郵便局
TEL:0570-943-837

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。



領収書

中嶋光雄 様

[販売]
19年秋グリーンティング・84
840円 6枚 ¥5,040
日ハンガリー外交150周年
84円 1枚 ¥84

小計 ¥5,124

課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥5,124

△計 ¥5,124
口計 ¥10,124
お預り金額 ¥5,000
おつり



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年11月15日 11:28
担当：[Redacted]
発行No. 191115J3063 端N38箱02
連絡先：厚狭郵便局
TEL:0570-943-837

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。



領収書

中嶋光雄 様

[別納引受]
第一種定形 21.5g
@84 40通 ¥3,360

小計 ¥3,360

郵便物引受合計通数 40通
課税計 (10%) ¥3,360
(内消費税等 ¥305)
非課税計 ¥0

△計 ¥3,360
口計 ¥3,360
お預り金額 株式会社 様 ¥3,360



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年1月25日 11:33
担当：[Redacted]
発行No. 200125A9683 端P12箱03
連絡先：厚狭郵便局
TEL:0570-943-837

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号
専業内容	事務所電気料金 (4月分は、4/1~4/7分を控除)			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	(低圧電力) 4月~3月	29,411	14,408	1/2按分
	4月~3月	319,912	78,212	1/4按分
		《合計》	349,323	92,620
按分割合 積算根拠	(低圧電力)事務所専用 政務活動(50%) 政務活動+その他活動 (20%) (50%)		政務活動(25%) 家事分(50%)+政務活動+その他活動 (50%)(25%) (25%)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

低圧電力、事務所専用 (1/2 按分)

* 4月分は 4/1~4/7分は控除

$$\frac{2524 - (2524/30 \times 7)}{2} = 967$$

1219-05-07	200	*2,524電気	4月分	¥967 *
319-06-03	200	*1,496電気	5月分	¥748-
619-07-01	200	*1,356電気	6月分	¥678-
219-08-01	200	*1,724電気	7月分	¥862-
119-09-02	200	*2,792電気	8月分	¥1396-
519-10-01	200	*1,935電気	9月分	¥967-
0319-11-01	200	*1,393電気	10月分	¥696-
119-12-02	200	*1,454電気	11月分	¥727-
1920-01-06	200	*3,044電気	12月分	¥1522-
1020-02-03	200	*4,527電気	1月分	¥2263-
2220-03-02	200	*3,835電気	2月分	¥1917-
1320-04-01	200	*3,331電気	3月分	¥1665-

計 ~~14,408~~
14,408

領収書の宛名の無いものは、

中嶋光雄宛に相違ありません。

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

電気料金 (1/4 按分)

* 4月分は、4/1~4/7分を控除

$$\frac{30165 - (30165/30 \times 7)}{4} = 5781$$

19-05-07	200	*30,165電気	4月分	¥5781	*
19-06-03	200	*21,571電気	5月分	¥5392	
19-07-01	200	*9,206電気	6月分	¥2301	
19-08-01	200	*19,563電気	7月分	¥4890	
19-09-02	200	*29,830電気	8月分	¥7457	
19-10-01	200	*19,091電気	9月分	¥4772	
19-11-01	200	*18,385電気	10月分	¥4596	
19-12-02	200	*23,795電気	11月分	¥5948	
20-01-06	200	*34,186電気	12月分	¥8546	
20-02-03	200	*46,691電気	1月分	¥11672	
20-03-02	200	*37,260電気	2月分	¥9315	
20-04-01	200	*30,169電気	3月分	¥7542	

計 78,212-

領収書の宛名の無いものは

中嶋光雄宛に相違ありません。

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	2-1
事業内容	事務所水道料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	2434	608	1/4 按分	
	5~6月分	7257	1814	"	
	7~8月分	8294	2073	"	
	9~10月分	8812	2203	"	
	11月~12月分	7656	1914	"	
	1月~2月分	7392	1848	"	
		《合計》	41,845	10,460	
按分割合 積算根拠	<p style="text-align: center;">政務活動(25%)</p> <p style="text-align: center;">家事分(50%) + (政務活動25% + その他活動25%)</p>				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用
検針員	

前回検針日 平成31年 4月 8日 ~ 今回検針日 令和元年 6月11日

今回指示数 (A)	340 m ³
前回指示数 (B)	288 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	52 m ³

ご使用年月分 令和元年 5月~令和元年 6月分

請求予定金額	
水道料金	7,257 円
下水道使用料	**、***、*** 円
合計金額	7,257 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 令和元年 7月26日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	平成31年 3月~平成31年 4月分
ご使用水量	45 m ³
振替日	令和元年 5月27日
振替済金額(消費税含む)	6,350 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

※月分 (※1~※7月分を控除)

$$\frac{(6350/2) - (6350/2 \div 30 \times 7)}{4} = 608$$

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用
検針員	

前回検針日 令和元年 6月11日 ~ 今回検針日 令和元年 8月 8日

今回指示数 (A)	400 m ³
前回指示数 (B)	340 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	60 m ³

ご使用年月分 令和元年 7月~令和元年 8月分

請求予定金額	
水道料金	8,294 円
下水道使用料	**、***、*** 円
合計金額	8,294 円
(上記金額には消費税が含まれています。)	

次回振替予定日 令和元年 9月26日

通信欄

お引越しや、契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和元年 5月~令和元年 6月分
ご使用水量	52 m ³
振替日	令和元年 7月26日
振替済金額(消費税含む)	7,257 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

5~6月分

$$1/4 \times 7184$$

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用
検針員	

前回検針日 令和元年 8月 8日 ~ 今回検針日 令和元年 10月 10日

今回指示数 (A)	464 m ³
前回指示数 (B)	400 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A) - (B) + (C)	64 m ³

ご使用年月分 令和元年 9月 ~ 令和元年 10月分
請求予定金額

水道料金	8,812 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	8,812 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和元年 11月 26日

通信欄

お引越しやご契約変更等の手続きはお早めに

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和元年 7月 ~ 令和元年 8月分
ご使用水量	60 m ³
振替日	令和元年 9月 26日
振替済金額(消費税含む)	8,294 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

7~8月分

1/4 ¥2073

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号 口径 用途	0179031 013 一般用
検針員	

前回検針日 令和元年 10月 10日 ~ 今回検針日 令和元年 12月 12日

今回指示数 (A)	518 m ³
前回指示数 (B)	464 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A) - (B) + (C)	54 m ³

ご使用年月分 令和元年 11月 ~ 令和元年 12月分
請求予定金額

水道料金	7,656 円
下水道使用料	** , *** , *** 円
合計金額	7,656 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和 2年 1月 27日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和元年 9月 ~ 令和元年 10月分
ご使用水量	64 m ³
振替日	令和元年 11月 26日
振替済金額(消費税含む)	8,812 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

9~10月分

1/4 ¥2203

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	

前回検針日 令和元年12月12日 ~ 今回検針日 令和2年2月14日

今回指示数 (A)	570 m ³
前回指示数 (B)	518 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	52 m ³

ご使用年月分 令和2年1月~令和2年2月分

請求予定金額	
水道料金	7,392 円
下水道使用料	**,***,*** 円
合計金額	7,392 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和2年3月26日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和元年11月~令和元年12月分
ご使用水量	54 m ³
振替日	令和2年1月27日
振替済金額(消費税含む)	7,656 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

11/21/2月分

1/4 ¥1914

使用水量通知書

いつもご利用いただきありがとうございます。
山陽小野田市浴一

中嶋 光雄

様

台帳番号	00000000107197-001
メーター番号	0179031
口径	013
用途	一般用
検針員	マイタウン⑤

前回検針日 令和2年2月14日 ~ 今回検針日 令和2年4月9日

今回指示数 (A)	620 m ³
前回指示数 (B)	570 m ³
メーター取替時のご使用水量 (C)	0 m ³
ご使用水量(A)-(B)+(C)	50 m ³

ご使用年月分 令和2年3月~令和2年4月分

請求予定金額	
水道料金	7,128 円
下水道使用料	**,***,*** 円
合計金額	7,128 円

(上記金額には消費税が含まれています。)

次回振替予定日 令和2年5月26日

通信欄

冬場の水道管凍結にご注意ください

水道料金・下水道使用料口座振替済通知書

ご使用年月分	令和2年1月~令和2年2月分
ご使用水量	52 m ³
振替日	令和2年3月26日
振替済金額(消費税含む)	7,392 円

上記のとおり振替させていただきました。

※お知らせ・お問い合わせ先につきましては裏面をご覧ください。

山陽小野田市水道局

1/22月分

1/4 ¥1848

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号
事業内容	携帯・固定電話料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	携帯			
	4月分	12744	6372	1/2 按分
	5月分~3月分	175313	87654	"
	固定			
	4月分	8204	4102	
	5月分~3月分	118915	57954	
	《合計》	312176	156082	
按分割合 積算根拠	4月分は、4/1~4/7の選挙運動の7日分を控除、以後に1/2 按分 政務活動(50%) 政務活動(50%)+その他の活動(50%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

携帯電話料 (1/2 按分)

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 8A分
16623-(16623)×7)
2
¥6372

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 5月ご請求分

金額(円)
¥16,623-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 5A分
1/2
¥8330

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 6月ご請求分

金額(円)
¥16,660-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 6A分
1/2
¥8368

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 7月ご請求分

金額(円)
¥16,736-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 7A分
1/2
¥8245

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 8月ご請求分

金額(円)
¥16,491-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 8A分
1/2
¥8281

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 9月ご請求分

金額(円)
¥16,562-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 9A分
1/2
¥7617

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 10月ご請求分

金額(円)
¥15,235-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 10A分
1/2
¥7801

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 11月ご請求分

金額(円)
¥15,602-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
ドコモご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を記入してください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 11A分
1/2
¥7903

お客様番号
1709-9006-77633

2019年 12月ご請求分

金額(円)
¥15,807-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 /ドコモ
0120-800-000

領収日附印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】		携帯電話料(1/2按分)	

<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 <i>12月</i></p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">1/2</p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">¥7778</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2020年 1月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥15,557-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 </p> <p>収人印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 <i>1月</i></p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">1/2</p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">¥7820</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2020年 2月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥15,641-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 </p> <p>収人印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 <i>2月</i></p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">1/2</p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">¥7744</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2020年 3月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥15,488-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 </p> <p>収人印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 ドコモご利用分</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 <i>3月</i></p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">1/2</p> <p style="font-size: 24px; text-align: center;">¥7767</p> <p>お客様番号 1709-9006-77633</p> <p>2020年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥15,534-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 /ドコモ 0120-800-000</p> <p>領収日附印 </p> <p>収人印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
--	---	---	---

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-  4
----	-----	------	--

【領収書その他の書面の添付欄】

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。


ご請求先氏名
中嶋 光雄 様 *4/10*
10702-00702/300
2
¥4102

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 5月ご請求分
金額(円)
¥10,702-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
5/10
¥5234

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 6月ご請求分
金額(円)
¥10,469-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
6/10
¥5239

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 7月ご請求分
金額(円)
¥10,478-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。


ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
7/10
¥5231

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 8月ご請求分
金額(円)
¥10,463-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
8/10
¥5253

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 9月ご請求分
金額(円)
¥10,506-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
9/10
¥5240

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 10月ご請求分
金額(円)
¥10,480-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
10/10
¥5354

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 11月ご請求分
金額(円)
¥10,709-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。


ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
11/10
¥5354

お客様番号
4710-0660-45484

2019年 12月ご請求分
金額(円)
¥10,709-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の様子を写してください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 12月分 1/2 ¥5291</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2020年 1月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,582-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 20.1.22</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の様子を写してください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 1月分 1/2 ¥5263</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2020年 2月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,527-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 20.2.22</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の様子を写してください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 2月分 1/2 ¥5241</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2020年 3月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,483-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 20.3.19</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の様子を写してください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p> <p>ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 3月分 1/2 ¥5254</p> <p>お客様番号 4710-0660-45484</p> <p>2020年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥10,509-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 20.4.9</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
--	---	---	--

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・(事務費)・人件費			整理番号	2-1
事業内容	文房具代				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	文房具	136,051	65,922	1/2 按分	
		《合計》	136,051	65,922	
按分割合 積算根拠	<p style="text-align: center;">政務活動(50%)</p> <p style="text-align: center;">政務活動(50%) + その他の活動(50%)</p>				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

払込受領証(領収書)

購入店情報 (ご注文内容・商品・お届けについてのお問合せはこちら)

購入店名: SOURCENEXT eSHOP
 注文番号: 2019041210258559
<http://www.sourcenext.com/>
 tel: 0120-115-141
 mail: customer@sourcenext.info

請求明細

商 品 名	数量	単 価	小 計
パーソナル編集長 Ver. 13	1	9,980	9,980
送料	1	450	450
コンビニ手数料	1	100	100
消費税	1		842

1/2 按分
 ¥5686
 新編等編集PCソフト

払込人氏名	中嶋 光雄 様
お問合せ番号	7813-6001-1970-0358
ご注文日	2019年4月12日
お支払期限日	2019年4月27日
ご請求金額	11,372円



よくあるお問合せはこちら



(お客様控)

1/2 ¥756

領収書

中嶋光雄 様

内訳 現金 ¥1,512 (内消費税 ¥112)

但しアマゾン代として。
 上記の金額正に領収いたしました。
 マツヤデンキ小野田店
 0836-84-6800

管理No. 0870-402-0000291

伝票No. 0870-402-005180

発行日: 2019年04月21日



351
 3199124014 BC1350XLPGBK
 キャッシュ 1:持帰 外08 ¥1,400

マツヤデンキ 小野田店

※印刷面を内側に折って保管願います。

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

だんぜん|ダイソー
DAISO

ダイソーアルク小野田店
TEL:0836-81-0350

<領収証>

2019年06月02日(日)16:53
レシートNo:0002

A4縦フラットファイル桃 ¥540内 (⑩108 × 5個)
A4紙製フラットファイル ¥540内 (⑩108 × 5個)
A4縦フラットファイル青 ¥540内 (⑩108 × 5個)
A4紙製フラットファイル ¥540内 (⑩108 × 5個)
紙製ファイルボックス(ノ) ¥540内 (⑩108 × 5個)
クラフトファイルボックス ¥972内 (⑩108 × 9個)

小計 34点 ¥3,672
(内税額 8% ¥272)
合計 ¥3,672
お預り合計 ¥3,702
お釣り ¥30

いつもご利用ありがとうございます
返品・交換は、1週間以内に
レシートと商品をご持参下さい。
なお食品、印鑑、開封済・使用済
商品をご遺棄下さい。



店:007519 レシートNo:8199

領収書の宛名の正しい方は
中嶋光雄宛に相違ありません

1/2 ¥8170

領収証
GoodDay

小野田店 ☎ 0836-81-5088

2019年06月02日(日)17:25 レシ7201

領収証
中嶋光雄様

¥6,458-

上記正に領収しました(消費税等
478円を含みます)

7201-4143-5527

1/2 ¥3229

2019年06月02日(日)17:24 レシ7201

責No00000561

内コクヨ PN33 強力パンチ

合計 ¥6,458
(内税8%タイヨウ ¥6,458)
(内税8% ¥478)
(内税計 ¥478)

※保管上のお願

財布等で保管戴く場合は、印刷面を
内側に折って保管願います。

No. 5528

店No00072

領収書

管理No.0870-02-0000312

伝 0870-402-05487

発行日:2019年06月03日

中嶋光雄様

内訳
現金 ¥16,340 — (内消費税 ¥1,210)

但し複合インク 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
マツヤデンキ小野田店
0836-84-6800

※印刷面を内側に折って保管願います。

管理No.0870-02-0000312
伝 0870-402-05487
発行日:2019年06月03日

76
10,300
76
4,830

76
3199781019 IC4CL76
マツヤデンキ 1:持帰 外08
76
3199787011 ICBK76
マツヤデンキ 1:持帰 外08

80870402005487B

マツヤデンキ 小野田店

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-4
----	-----	------	-----

領収証
家族でつくるいい一日

GoDay

小野田店 ☎ 0836-81-5088

2019年06月04日(火)11:23 レ*7201

責No00000561

内シュレッダー PS8HMI
¥13,824
A内コピー用紙A4 AIK901
5コX単248 ¥1,240
合計 ¥15,064
(内税8%タイショウ ¥15,064)
(内税8% ¥1,115)
(内税計 ¥1,115)

クレジット計 ¥15,064
(消費税等 ¥1,115)

お買上点数 6点
-----クレジット伝票タイ開始-----
クレジット売上票

お客様控え

この控えは 大切に保存して下さい

-----クレジット伝票タイ終了-----

カード会社 59110 -026

会員番号
有効期限
お取扱日 伝票番号
2019年 6月 4日 04114

商品区分 取引内容 取扱区分
0000990 お買上 110

処理通番 [一括払い]
5948 金額 ¥15,064

承認番号 税送料 ¥0
0460078 合計 ¥15,064

ご案内
GoDayア*リカ*ト
ア*リカ*ト コ*サ*マシ*

4000-5948-00-00-0604

加盟店
グッデイ 小野田店

グッデイならできる♪
家族でつくる、いい一日。

ホームクリーニング
キャンペーン実施中!
詳細はHPをチェック⇒



領収書の宛名の無いものは
ヤマガタ電機の宛名にしてください。

1/2
¥7532
(注)シュレッダーは
試合資料や住民相談等
作成したメモ等を廃棄する
際の処分情報等漏れ
注意: 3点のみ購入

1040-136/2
=452



テックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-402-104259 [現金売]

2019/06/29 11:27
レジ担当: 711203
販売担当: 711203
会員No: 7770083263458

3197941019 L24B30 777
ア*リカ*ト 1: 持帰 外08 13

小計 ¥963
消費税 ¥963
税込計 ¥1,040
ポイント値引 0P
合計 ¥1,040
(内消費税 ¥77)
現金 ¥1,040
お預り ¥2,000
お釣り ¥960

ポイント情報

ポイント会員No
前回累計ポイント数 0P
値引ポイント数 0P
今回ポイント数 136P
累計ポイント数 136P



商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでない場合は返品が出来ません。
税務署承認済
付につき高崎
印紙税申告納

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

YAMADA買取
ファッションやゲームなど無料査定
不要なモノが現金やポイントに
詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】
0319-402-104259

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書の宛名の無いものは
中嶋光雄宛へ相違ありません。



テックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-402-109956 [現金売]
2019/08/23 15:51
レジ担当: 419691
販売担当: 419691
会員No: 7770083263458

4310749017 TLP78B	SSS	
ブックカレン 1:持帰 外08	10	¥2,220
3199484019 CIC350+351XL5P	351	
CAINヨウインク 1:持帰 外08	10	¥2,780
小計		¥5,000
消費税		
税込計		¥5,400
ポイント値引		-136P
合計		¥5,264
(内消費税)		¥389
現金		¥5,264
お預り		¥10,000
お釣り		¥4,736

◆◆お客様ポイント情報◆◆

ポイント会員No	
前回累計ポイント数	136P
値引ポイント数	-136P
今回ポイント数	527P
累計ポイント数	527P



商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでないとは返品が出来ません。

印紙税申告納付につき高崎税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

□□□□□□□□□□□□□□
◆ YAMADA買取 ◆
□□□□□□□□□□□□□□
ファッションやゲームなど無料査定
不用なモノが現金やポイントに
詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】
0319-402-109956



テックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-403-075028 [現金売]
2019/08/24 14:45
レジ担当: 101071
販売担当: 034396
会員No: 7770083263458

4346862018 PR500RC	SSS	
ブックカレン 1:持帰 外08	10	
プリンター-機能対キ		¥5,980
レーザー-ポインター		¥5,980
小計		¥5,980
消費税		
税込計		¥6,458
ポイント値引		-458P
合計		¥6,000
(内消費税)		¥444
現金		¥6,000
お預り		¥10,000
お釣り		¥4,000

プリンター-機能対キ

(PC) Power Point Z
社会活動報告をする際
は必ず プリンター

(6000-600) x 1/2 = 2700

◆◆お客様ポイント情報◆◆

ポイント会員No	
前回累計ポイント数	527P
値引ポイント数	-458P
今回ポイント数	600P
累計ポイント数	669P



商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでないとは返品が出来ません。

印紙税申告納付につき高崎税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

□□□□□□□□□□□□□□
◆ YAMADA買取 ◆
□□□□□□□□□□□□□□
ファッションやゲームなど無料査定
不用なモノが現金やポイントに
詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】
0319-403-075028

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-6
----	-----	------	-----



ヤマダ電機
 株式会社
 本部 群馬県高崎市栄町1-1
 http://www.yamada-denkiweb.com

テックランド宇部店
 0836-81-1510
 御来店誠に有り難う御座います
 ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-403-077488 [カト*売]

2019/09/25 12:51

レジ担当: 710688

販売担当: 038511

会員No: 9012910479451

3199781019 ICACL76 76
 IT*ソック 1:持帰 外08 11
 ¥10,300
 3199787011 ICBK76 76
 IT*ソック 1:持帰 外08 11
 ¥4,830
 3199787011 ICBK76 76
 IT*ソック 1:持帰 外08 11
 ¥4,830

小計 ¥19,960
 +消費税
 税込計 ¥21,556
 ポイント値引 OP
 合計 ¥21,556
 (内消費税 ¥1,596)
 カト ¥21,556
 会社カト

支払回数: 1
 会員番号: XXXXXXXXXXXXXXXX
 伝票番号: 05741
 承認番号: 046607
 有効期限: XX/XX
 支払区分: 10 一括

お預り ¥0
 お釣り ¥0

ポイント情報

ポイント会員No. [Redacted]
 前回累計ポイント数 4,675P
 値引ポイント数 OP
 今回ポイント数 2,372P
 累計ポイント数 7,047P



B0319403077488B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとお客様カード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでない場合は返品が出来ません。

印紙税申告納付につき高崎税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
 0570-666-533
 (9:00~21:00)

YAMADA 買取

ファッションやゲームなど無料査定
 不用なモノが現金やポイントに
 詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】

0319-403-077488

領収書の宛名の無いものは、
 中嶋光雄宛に相違ありません。

$$\frac{21556 - 2372}{2} = 9592$$

$$\frac{2480 - 11}{2} = 1234$$

8486

領収証

000014322号

中嶋光雄様

¥2,480.

(消費税 ¥183を含みます。)但し

捺者印



2019年09月26日 上記正に領収しました。
 株式会社ヨメリ 厚狭店
 新潟県新潟市南区清水4501-1
 TEL 0836-71-0530

◇◇印刷面を内側に折って保管して下さい。◇◇

お買上明細書

2019年 9月26日(木)14:24 1551-0001

8486

領収証No 000014322

28*国産やさしい白色 A4紙 -用紙 500枚 ¥2,580

(10個 x @258)

まとめ値引BS 2回 -100

小計 ¥2,480

(内消費税 8% ¥183)

商品計 10点

顧客番号 *****

前回までのポイント 131

今回ポイント 11

累計ポイント 142

*** ご返品時は領収証も ***

*** あわせてご提示ください ***



領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】



株式会社 ヤマダ電機

本部 群馬県高崎市栄町1-1
http://www.yamada-donkiweb.com

テックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-402-116345 [カト*売]

2019/10/23 10:56

レジ担当: 710690

販売担当: 710690

会員No: 7770083263458

3199125011 BC1350XLPGBK2P 351

キャッシュ 1: 持帰 外10 11

小計 ¥2,710

消費税 ¥2,710

税込計 ¥2,981

ポイント値引 OP

合計 ¥2,981

(内消費税 ¥271)

10%対象 ¥2,981

(内消費税 ¥271)

カト* ¥2,981

会社カト* [Redacted]

支払回数: 1
会員番号: XXXXXXXXXXXXXXXX
伝票番号: 09118
承認番号: 000000
有効期限: XX/XX
支払区分: 10 一括

お預り ¥0
お釣り ¥0

◆お客様ポイント情報◆

ポイント会員No [Redacted]

前回累計ポイント数 669P

値引ポイント数 OP

今回ポイント数 328P

累計ポイント数 997P



B0319402116345B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでない場合返品が出来ません。

印紙税申告納
付につき高崎
事務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

□□□□□□□□□□□□□□
◆ YAMADA 買取 ◆
□□□□□□□□□□□□□□
ファッションやゲームなど無料査定
不用なモノが現金やポイントに
詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】
0319-402-116345

領収書の宛名の無いものは、
中嶋光雄宛に相違ありません。

2981-328 = 1326
2



マツヤデンキ

http://www.matsuyadenki.jp
株式会社マツヤデンキ
大塚町平島路日本橋1-17-17

マツヤデンキ 小野田店
TEL 0836-84-6800
FAX 0836-84-6777
山口県山陽小野田市日の出2-8-15

領収書

No. 0870-402-006948 [現金売]

2019/11/28 16:46

担当: 087627

販売担当: 087627

3199125011 BC1350XLPGBK 351

キャッシュ 1: 持帰 外10

小計 ¥1,400

消費税 ¥1,400

税込計 ¥1,540

合計 ¥1,540

(内消費税 ¥140)

10%対象 ¥1,540

(内消費税 ¥140)

現金 ¥1,540

お預り ¥10,000

お釣り ¥8,460



B0870402006948B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとお会計時のポイントカードをお持ち下さい。お持ちでない場合返品が出来ません。

1540 / 2 = 770

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書の宛名の無い
ものは、中嶋光雄宛に
相違ありません。



テックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

No. 0319-403-083469 [カト*売]

2019/12/11 14:44
レジ担当: 710688
販売担当: 710688
会員No: 9012910479451

4191980011 LC211BK2PK 211
BRシステム 1:持帰 外10 11
¥1,890

小計 ¥1,890
+消費税
税込計 ¥2,079
ポイント値引 OP
合計 ¥2,079
(内消費税 ¥189)

10%対象 (内消費税 ¥189) ¥2,079

カト* 会社カト* ¥2,079

支払回数: 1
店員番号: XXXXXXXXXXXXXXXX
伝票番号: 06660
承認番号: 053668
有効期限: XX/XX
支払区分: 10 一括

お預り ¥0
お釣り ¥0

◆お預りポイント情報◆

ポイント会員No. [REDACTED]
前回累計ポイント数 1,876P
値引ポイント数 OP
今回ポイント数 229P
累計ポイント数 2,105P



商品の返品につきましては必ずこのシートとポイントカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでないと返品が出来ません。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0570-666-533
(9:00~21:00)

◆ YAMADA 買取 ◆

ファッションやゲームなど無料査定
不用なモノが現金やポイントに
詳しくは【ヤマダ買取】で検索!

【お問合せレシート番号】
0319-403-083469

2079-229
2
= 925
(カト*カト*)

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-9
【領収書その他の書面の添付欄】			

発行日:2019年12月28日

管理No. 0870-402-0000394

伝票No. 0870-402-007272

領収書
中嶋光雄 様

¥8,195 (内消費税 ¥745)

但し ~~2x12x17x~~ BC1-350XL+35XL5名パック 代として。

支払内訳
現金 ¥8,195 10%対象 ¥8,195(内消費税 ¥745)

上記の金額正に領収いたしました。

マツヤデンキ小野田店
0836-84-6800

※印刷面を内側に折って保管願います。

$8195 / 2 = 4097$

3199124014 BC1350XLPGBK 351
キャノン 1:持帰 外10 ¥1,400
3199131012 BC1351XL+350XL5MP 351
キャノン 1:持帰 外10 ¥6,050

マツヤデンキ 小野田店



発行日:2020年03月02日

管理No. 0319-406-0001257

伝票No. 0319-406-044382

領収書
中嶋光雄 様

¥30,498 (内消費税 ¥2,772)

但し テプラ・テープ 代として。

支払内訳
カード ¥30,498 10%対象 ¥30,498(内消費税 ¥2,772)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

$30498 / 2 = 15249$

0525191016 SR370 SSS
5Aライター 1:持帰 外10 08
¥14,800
0740896017 SS24K SSS
5Aテープ 1:持帰 外10 08
¥1,340
1190258011 SS18K SSS
5Aテープ 1:持帰 外10 08
¥1,330
1190263015 SS12K SSS
5Aテープ 1:持帰 外10 08
¥933
1190263015 SS12K SSS
5Aテープ 1:持帰 外10 08
¥933
1190258011 SS18K SSS
5Aテープ 1:持帰 外10 08
¥1,330
3199132019 BC1351XL+350XL6MP 351
キャノン 1:持帰 外10 11
¥7,060

テックランド宇部店



印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>			整理番号	1-1	
事業内容	政策調査、助言、政務活動専用の補助パート料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4月分	60,000	60,000	1名(4月分)		
	5月分	50,000	50,000	"		
	6月分	40,000	40,000	"		
	7月分	50,000	50,000	"		
	8月分	45,000	45,000	"		
	9月分	40,000	40,000	"		
	10月分	55,000	55,000	"		
	11月分	35,000	35,000	"		
	12月分	50,000	50,000	"		
	1月分	50,000	50,000	"		
	2月分	50,000	50,000	"		
	3月分	40,000	40,000	"		
		《合計》	565,000	565,000		
按分割合 積算根拠	$565,000 \times 100\% = 565,000$					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄 様 2019年4月29日

★ 9 60,000

但 4月分給料12日分として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



4月 8、9、10、12、15、16、18、23、24、25、26、30

領 収 証

中嶋光雄 様 2019年5月31日

★ 9 50,000

但 5月分給料10日分として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



5月 1、2、7、8、9、14、17、21、23、28

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄様 2019年6月28日

★ 40,000-

但 6日分給料8日分として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



6月 5、6、11、18、20、27、28、29

領 収 証

中嶋光雄様 2019年7月31日

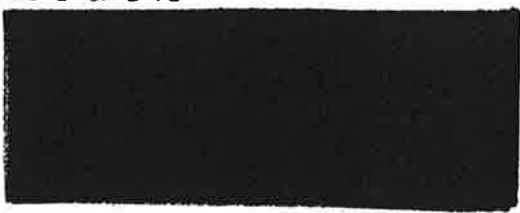
★ 50,000-

但 7日分給料として(10日分)
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)



7月 2、4、5、7、11、12、16、18、25、26

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄様 2019年8月30日

★ 445,000-

但 8月分給料として(9日分)
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



8月 1、2、8、16、20、22、23、27、28

領 収 証

中嶋光雄様 2019年9月30日

★ 40,000-

但 9月分給料(8日分)として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



9月 3、5、6、10、12、13、19、24

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄様 2019年10月31日

★ 4 55,000-

但 10月分(11日)給料として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)



10月 1、4、9、10、11、17、18、24、25、29、30

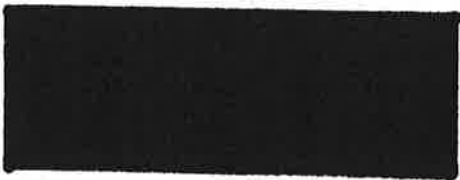
領 収 証

中嶋光雄様 2019年11月29日

★ 4 35,000-

但 11月分(7日)給料として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)



11月 8、13、19、20、26、28、29

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中嶋光雄様 2019年12月27日

★ ¥ 50,000-

但 12月分給料として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)



12月 3、5、11、13、17、19、20、24、26、27

領 収 証

中嶋光雄様 No.

★ ¥ 50,000-

内 訳

現金
小切手 /
手形 /
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 1月分給料として
2020年 1月21日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙



1月 7、8、9、17、21、23、24、28、30、31

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証

中島光雄

様 No. _____

★ 4 50,000 -

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 2A分給料にて

2020年2月28日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

2月 4、5、7、11、13、14、19、21、26、28

領 収 証

中島光雄

様 No. _____

★ 4 40,000 -

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 3A分給料にて

2020年3月26日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

3月 5、6、10、12、13、19、24、27

中嶋光雄を動かす会

お断りとお礼

4年の任期中、毎議会で一般質問を行い、議会終了後速やかにその結果を「県議会報告」で、お知らせしてきました。

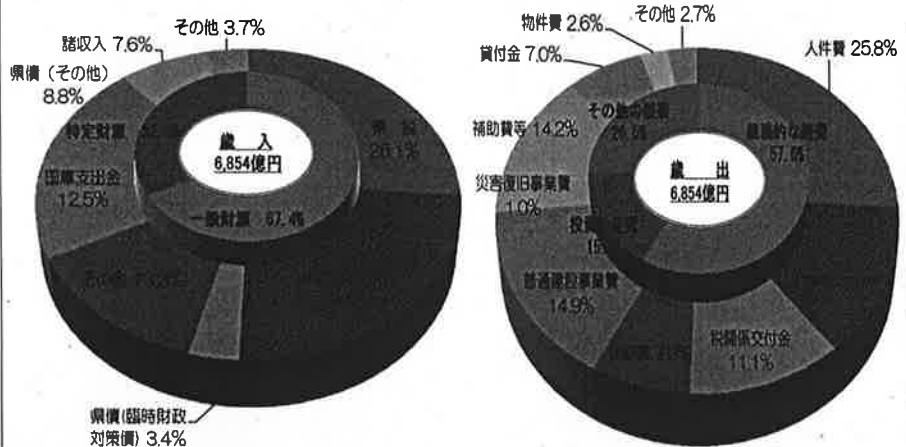
今回は、県議選と重複したため、報告が遅くなりました。

なお、4月7日・投開票の県議選において、薄氷の勝利ではありませんでしたが2期目の重責を担わせていただく事になりました。

ご支援へのお礼と、引き続きのご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

2月定例県議会…新年度予算案など63議案を審議

2月定例県議会は、2月19日から3月8日までの18日間行われました。前年度当初予算に比べ、1.8パーセント増の総額6,854億2,700万円となる新年度一般会計予算や、職員給与改定、消費税10%増税に伴う各種手数料の改正条例など62議案および議員提出（山口県議会会議規則の一部を改正する規則）1議案の63議案を審議、14議案は賛成多数、49議案は全会一致で、全ての議案が可決されました。



当初予算額 6,854億2千7百万円 (対前年度比 +1.8%)

区 分	平成31年度		増 減	増減率
	当初予算 A	当初予算 B		
当初予算(一般会計)	685,427	672,983	12,444	+1.8%

《参考》予算規模の推移(一般会計)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
(単位:億円)	7,112	7,464	6,952	6,933	6,866	7,066	7,026	6,809	6,730	6,854

※当初予算ベース(H26は6月補正後予算ベース)

中嶋みつお県議会報告

第 16 号
2019年春
発行所

中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)

〒757-0004
山陽小野田市
大字山川675
携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

2月28日に、一般質問を行いましたので、県当局とのやり取りを報告します。詳しくは、中嶋光雄のホームページをご覧ください。

◆寂れゆく周縁地区への処方箋を貰う

地方に暮らす者として、寂れたシャッター通り、保育所・小・中学校の統廃合、バス・鉄道路線の減便・廃止、ふるえる空き家、耕作放棄地、壊れる集落の自治機能などの現実。植生地区においても事態は深刻で、唯一営業していたスーパーマーケットが撤退。身近に医者

村岡県知事答弁

植生地区など都市周辺部の大半を占める中山間地域では、急速な人口減少や高齢化に伴い、地域や産業の担い手不足や、地域のコミュニティ機能の低下等により、集落機能の維持が困難な地域も生じるなど、大変厳しい状況となっております。

◆地域内経済循環の取組を貰う

島根県益田圏域では域外流出が1,420億円あり、これは住民所得に匹敵するそうです。地域の所得を増やすため、域内生産、域内調達に切り替え、地域内のお金が循環する仕組みで、所得増の実現を図ろうとしており、益田市のスーパーマーケットは地

対策などをソフト・ハード両面から支援し、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを推進しています。また、日常生活の維持すら厳しい地域においては、本年度創設した特別対策事業により、交通弱者や耕作放棄地など、緊急に対策を講じる必要がある課題について、デマンド交通の導入や農作物栽培の復活など、集中的な支援を実施しているところですが、

私に、こうした取組を通じ、市町や関係団体等と連携しながら、住民が慣れ親しんだ地域で、いつまでも安心して暮らしていることのできる、元気で活力ある地域づくりの推進に取り組みでまいりたいです。

① 本県で吸い上げの経済が進行しているとの現状認識と、それを食いとめる施策が必要と考える。山口県では広島・福岡経済圏に取り込まれていない現状があり、域外へお金がどだけ流出しているのか、そしてどれだけが地元産で調達できるのか域外から調達しているのか分析したことはあるのか。

② 全国各地で研究と実践の取組が広がっている地域内経済循環の研究と実践に本格的に取り組みべきかと考えるが所見を伺う。

総合企画部長答弁

まず、域外へお金がどれだけ流出しているのかとのお尋ねです。益田圏域における産業の調達を域外流出と捉えられていますが、本県とは産業構造も大きく異なっており、特に、本県の産業全体の中で大きなウエイトを占める製造業の原材料費などについて、これを流出と捉えることは適当ではないと考えています。

また、人口減少が進む中、地域の活力を維持していくためには、域外から稼ぐ力を高めていくことも重要であることから、地域商社と連携した首都圏等への県産品の売り込み、海外での農林水産物や県産品の販路開拓支援などの取組も積極的に進めているところです。

さらに、御質問の域外へのお金の流出を

そうした経費も含む県全体の移輸入額と捉えれば、平成23年の産業連関表で約6兆590億円となっています。その内、どれだけを地域で調達できるかの分析は行っておりませんが、経済のグローバル化が進み、多様な取引が行われる中で、個別の取引を正確に把握し、分析することは困難であると考えます。

次に、地域内経済循環の研究と実践に取り組みべきとお尋ねです。本県では、これまで「やまぐち食彩店」や、学校給食等での農林水産物の地産地消の拡大や、間伐材等を活用する森林バイオマスの推進など、様々な分野で、地域内経済の循環を図る取組が進んでいるところです。

詳細は、「中嶋光雄」のホームページをご覧ください。http://nakashimamitsuo.net/ ご意見を、お聞かせください。E-mail nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp

◆休猟区の見直し

休猟区に指定されて、イノシシが現れるようになって困っている。相談を受けた地域は、植生休猟区に平成29年11月から平成32年10月まで指定されている。鳥獣の保護・増殖のために狩猟が禁止されて...

一方で鳥獣保護、他方で有害鳥獣の駆除。しかも担当部署が違つて、こうした問題を解消するための部署間の連絡調整会議などがあるのかないのか、そもそも休猟区の見直しは、随時・柔軟に行い得ないものか。

環境生活部長答弁

休猟区は、狩猟等によって減少した鳥獣の保護繁殖を促進し、狩猟の持続性を確保するために、平成29年に策定した「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、現在、県内16か所、約2万ヘクタールを指定しております。

休猟区の指定期間は、3年間としていますが、指定後であっても期間の短縮など、見直しが可能です。また、休猟区の見直しに関し、お示しのような部署間の連絡調整会議等は設置していませんが、見直しの検討に当たっ

ては、指定区域におけるイノシシをはじめ、キジやヤマドリ等の狩猟鳥獣全体の生息状況に加え、農林業被害の状況を踏まえて判断する必要があります。関係部局との十分な連絡調整を行うこととしていきます。

なお、休猟区であっても、農林業被害を及ぼすイノシシ等の有害鳥獣は、休猟区の見直しを行うことなく市町の許可を得て捕獲ができるものであり、そうした地域では、実際に有害鳥獣の捕獲が行われております。

◆小野田港・厚狭港の港湾整備

①小野田港は、石炭、鋼材、金属屑などを中心に年間約400万トンの貨物を取り扱う工業港として発展してきた。

しかし、ここ数年間は、国際バルク戦略港湾の推進の陰になって大きな事業からは取り残されている。山陽小野田市は、製造品出荷額が県内第3位とポテンシャルの高い街であり、隣接地企業の中には、トラック輸送から船舶輸送に切り替える構想を持った企業もある。

小野田港の港湾整備の再開時期が来ていると思うが、県の見解は、2010年(平成22年)7月の集中豪雨

により厚狭川の堤防を越流した濁流が厚狭市街地を襲い甚大な洪水被害をもたらした。その後、河床掘削などの洪水対策事業が進められているが、厚狭川河口付近にはヘドロ土砂が堆積したままになっていく。事実、掘削と高泊漁港から出漁した漁船は、満潮でなければ帰港できない状態が長年続いている。地元の人たちは、「厚狭川の出口がふさがったようなものだから、また集中豪雨にでもなれば上流は氾濫する。」と心配している。

河口付近の管理区分が、河川、農地海岸、港湾海岸、そして高泊漁港区域、掘削区域、厚狭湾港湾区域と複雑で、堆積土砂の浚渫がややこしくてできないのか。

土木建築部長答弁

小野田港は、地域の産業を支える重要な港湾であることから、船舶による輸送の効率性や安全性を高めるため、平成23年から25年にかけて、約5万立方メートルにも及ぶ大規模な航路・泊地の浚渫工事を行ったところ

です。県としては、今後とも、企業ニーズや取扱貨物の動向、地元山陽小野田市の意向等の把握に努めてまいります。次に、厚狭港、厚狭川については、平成22年7月の大雨災

害により、厚狭駅を中心に甚大な浸水被害が発生したこと、同年度より、大規模な川底の掘削など、集中的な河川改修事業に着手し、平成29年度には一連区間の対策が完了しました。河川改修事業の実施にあたっては、被災流量を安全に流出させる断面を確保するため、一般国道190号の厚狭川橋から上流部について、川底の掘削や川幅の拡張等を行ったこと、河口付近の浚渫をしなくても氾濫の危険はありません。一方で、高泊漁港及び掘削港については、山陽小野田市が管理する漁港であり、市では、地元の意向を踏まえ、漁船の航路等を確保するため、今年度から掘削港の浚渫工事に着手されています。

◆災害時の避難所の改善を 熊本地震では、災害関連死のうち、45%に当たる95人が避難所生活や車中泊を経験した。たとえNHKは伝えた、劣悪な避難生活が避難者の健康と命を削っている。国際赤十字等が提唱する災害や紛争時の避難所の最低基準である「スフィア基準」は、世帯ごとに十分に覆い

◆災害時の避難所の改善を

のある生活空間の確保。一人当たり3.5平方メートルの広さの確保などを定める。正式名は「人道憲章と人道対応に関する最低基準」であり、避難者は人として尊厳ある生活を営む権利が当然保障され、国や自治体の都合で生活環境を決められるのではない。避難者の自己決定権が尊重され、避難所の運営や援助の方法の決定プロセスに可能な限り参加し、意向が反映されるべきであることを意味している。そこで

①県は、これまでこうした基準の内容を明確に示した上で、市町に対し、それに基づく避難所運営マニュアルの作成等を促したことがあるのか。②スフィア基準を満たし、また、避難者の自己決定権が尊重され、避難所の運営や援助の方法の決定プロセスに可能な限り参加できる避難所の環境整備が行える体制を構築すべきだが。

総務部長答弁

次に、県としては、避難所生活が長期化する場合にあっては、避難所運営は、住民が主体となって実施することが必要であると考えています。このため、現在、住民自らで避難所のレイアウトや運営方法等について、あらかじめ、市町や学校等と話し合い、地域オリジナルの「避難所運営の手引き」を作成する取組を、市町と連携して進めており、引き続き、県内への普及を図ってまいります。

「防衛計画の大綱」等において、宇宙空間の状況を常時継続的に監視するため、宇宙領域専門部隊を新編するとされていることは承知していますが、国からは、特段の説明等は受けておりません。

◆宇宙監視レーダーの配備とは

政府は、「防衛計画の大綱」を見直し、宇宙やサイバー空間といった新たな分野を優先項目に挙げ、人工衛星を活用した部隊運用が戦闘で不可欠として、宇宙空間を監視することを主な任務とする部隊を創設する。と報じられた。

我が故郷への宇宙監視レーダー設置については、2017年11月定例会で質問したが、その時には宇宙空間監視部隊の話はなかった。その後、県として防衛省から、この件に関する説明を受けているのか、受けているのなら、情報を開示すべき。 他にも、 ◆新たな森林管理制度 ◆イジス・アショアの配備 ◆上関原発と公有水面埋め立て ◆日米地位協定改定に係る全国知事会の提言に関する知事の所見 について、それぞれ質問しました。

山口県内で 太陽光発電所を 計画中の事業者さんへ 太陽光発電所の建設等による環境影響が懸念されるため、山口県環境影響評価条例施行規則を改正し、新たに太陽光発電所を対象事業に追加しました。 2019年6月1日から 規模によっては、事業の裏面に、環境影響評価の手続きが必要になります。 手続きが必要となる規模 太陽光発電所敷地等※の面積 50ha以上 又は 森林伐採区域の面積 20ha以上



中嶋みつお県議会報告

第 17 号
2019年夏
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
〒757-0004
山陽小野田市
大字山川6 7 5
携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

6月県議会・2期目初の一般質問



通算17回目の一般質問をする中嶋みつお県議

改選後初の5月臨時議会が、5月9日に召集され8人の新人議員も出席して正副議長の選挙、6常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任が行われた。

議長には柳居俊学議員(再任)、副議長には藤生通陽議員(新任)が選出された。また、中嶋光雄は4年間お世話になった農林水産委員会から商工観光委員会に代わって頑張ることになった。

6月県議会定例会は、参議院選挙が行われるため通常より早めに6月12日から28日までの17日間行われ、盛況だった「ゆめ花博基金」の活用事業や旧優生保護法改正に伴う相談窓口の運営や一時金の支給制度の周知等を行うための経費に係る一般会計補正予算(9,100万円)や、青少年健全育成条例や各種手数料の一部改正条例など12議案を審議した。

採決にあたり消費税10%増税を見越した使用料手数料の一部を改正する条例には反対した。

今回は5項目の質問を行いました。

1. 主要農作物種子条例の制定

主要農作物種子法が廃止された。国や県が実施してきた米、麦、大豆などの優良品種の普及と価格安定に影響が出ないのか危惧される。本県でも種子の安定供給に向け、県や農業団体、生産者の役割、種子の生産計画策定と予算措置、原種・原種の備蓄体制などを明記した「主要農作物種子条例」の制定をすべきだ。

2. 子ども医療費助成 3. 国保単位の検証 4. 上関原路建設計画 5. イーリス・アシオア

① 対外有償軍事援助 (FMS) という米国独特の売買方式で契約され購入する側に著しく不利な内容となっている。防衛省は、イーリス護衛艦を8隻体制とすることを既に決めていて、全額をカバーできるミサイル迎撃体制は整っており、

② 北朝鮮から山口・秋田を直線で結ぶと、グアムとハワイに行き着く。アメリカ力を守るために山口・秋田は最適地。米軍の基地を守るために、何故日本が巨費を投じなければならないのか。

③ 採用するのは、開発途上の「LMSOR」レーダー・システムである。将来、健康を損ねる県民が出た場合、誰が責任を取るのか。

④ 配備ありきの住民説明会であってはならない。知事は、県民の安心・安全を守るためにも、毅然とした態度を示すべし。

⑤ 等について知事、議員の考えを質しました。

中嶋みつお県議は、これからの皆さんの声やご要望を県政に反映させるべく一生懸命頑張ります。

イーリス・アシオアは過剰な装備である。

② 電磁波の影響で、ドクターヘリや消防防災ヘリコプターに影響は出ないのか。

③ 採用するのは、開発途上の「LMSOR」レーダー・システムである。将来、健康を損ねる県民が出た場合、誰が責任を取るのか。

④ 北朝鮮から山口・秋田を直線で結ぶと、グアムとハワイに行き着く。アメリカ力を守るために山口・秋田は最適地。米軍の基地を守るために、何故日本が巨費を投じなければならないのか。

⑤ 配備ありきの住民説明会であってはならない。知事は、県民の安心・安全を守るためにも、毅然とした態度を示すべし。



質問
県による就学前の乳幼児医療費助成、10都府県では、中学校卒業までを補助対象としており、本県においても、果敢な決断と行動が、あられなしに遂げることが、全ての市町が県を上回る助成制度を実施している。

成制度は、町の後押しをしていくべきである。

成の制度設計を行い、市あると思われるが、このことも含め、所見を伺う。

市町による独自の制度については、市町の上乗せ助成制度については、

市町は、相も変わらず、「厳しい財政状況」「持続可能な制度の維持」を理由に、拡充しないことを正当化。

また、市町が独自財源を投じて、上乗せを実施しているのは、住民ニーズを勘案して判断していること、

と、まるで他人事。住民(県民)ニーズにこたえる責務は県にもある。

何十億も必要な訳でもない。県予算のわずか2%の積み上げで足りる話で、やる気になれば、財源はひねり出せる筈で、知事の政治姿勢と哲学の問題だ。

子ども医療費助成制度の拡充を

本県の子どもの医療費助成制度は、市町が独自に上乗せし、自己負担分の全額負担や、高校卒業まで対象年齢を拡大するなど、全ての市町が県を上回る助成制度を実施している。より住民に身近に接している市町が住民の強い要望に応えざるを得ない実情の反映である。全市町で通院、入院とも中学卒業まで医療費無料化を実現すべく、県が率先して子ども医療費助成制度を拡充して

市町が県を上回る助成制度を実施している。より住民に身近に接している市町が住民の強い要望に応えざるを得ない実情の反映である。全市町で通院、入院とも中学卒業まで医療費無料化を実現すべく、県が率先して子ども医療費助成制度を拡充して

市町が県を上回る助成制度を実施している。より住民に身近に接している市町が住民の強い要望に応えざるを得ない実情の反映である。全市町で通院、入院とも中学卒業まで医療費無料化を実現すべく、県が率先して子ども医療費助成制度を拡充して

市町が県を上回る助成制度を実施している。より住民に身近に接している市町が住民の強い要望に応えざるを得ない実情の反映である。全市町で通院、入院とも中学卒業まで医療費無料化を実現すべく、県が率先して子ども医療費助成制度を拡充して

市町が県を上回る助成制度を実施している。より住民に身近に接している市町が住民の強い要望に応えざるを得ない実情の反映である。全市町で通院、入院とも中学卒業まで医療費無料化を実現すべく、県が率先して子ども医療費助成制度を拡充して

せめて中学卒業まで、県制度で子ども医療費は無料に

市町	子ども医療費助成制度 (2019年8月現在)		所得制限		自己負担		
	対象年齢	通院	入院	通院	入院	通院	入院
山陽小野田市	中学校卒業	無	無	3歳~就学前は県制度、それ以降は無	無	2割	2割
下関市	中学校卒業	無	無	3歳~就学前は県制度、それ以降は無	無	2割	2割
宇部市	中学校卒業	無	無	3歳~就学前は県制度、それ以降は無	無	2割	2割
山口市	中学校卒業	無	無	小3まで無、以降は市民税所得割非課税	無	無	無
萩市	高校卒業	無	無	小中学: 無 高校: 県制度と同一	無	1医療機関 千円/月	2千円/月
防府市	小学校卒業	無	無	無	無	無	無
下松市	小学校卒業	無	無	無	無	無	無
岩国市	中学校卒業	無	無	無	無	無	無
光市	中卒	高卒	無	県制度と同一	無	無	無
長門市	小学校卒業	無	無	無	無	無	無
柳井市	小卒	中卒	無	県制度と同一	無	無	無
美祿市	中学校卒業	無	無	就学前は無 以降は県制度と同一	無	無	無
周南市	小学卒業(10月か ら中学卒業)	無	無	就学前: 無 小学生: 県制度と同一	無	無	無
周防大島町	中学校卒業	無	無	無	無	無	無
和木町	中学校卒業	無	無	無	無	無	無
上関町	中学校卒業	無	無	無	無	無	無
田布施町	小学校卒業	無	無	県制度と同一	無	無	無
平生町	小学校卒業	無	無	県制度と同一	無	無	無
阿武町	高校卒業	無	無	無	無	無	無

～海は誰のものか～上関原発建設反対～公有水面の埋立を許さない～

質問

法に基づき五項目について質す。

- ①公有水面埋立法第8条が、埋立工事に着手するに先立って埋立事業者が漁業権者に補償すべきことを規定しているのは、何故か。埋立工事が漁業権を侵害するからではないのか。
- ②漁業補償契約に基づき漁業補償を支払えば、なぜ埋立工事に着手できないのか。漁業補償契約が、(1)埋立事業者が漁業権者に補償する、及び(2)漁業権者が埋立

事業者の埋立事業に同意する、という二つの項目を含む双務契約として結ばれるからではないのか。

③埋立事業者が埋立事業を実施できる権利は「漁業補償契約に基づく債権」にあたると思えられるが、如何か。

④漁協は加入脱退自由の団体であるから、漁協に加入しない漁民が存在し得る。従って、漁協が契約当事者であるような漁業補償契約の効力は、漁協に加入していない漁民には及ばないことになるが、如何か。

⑤債権の消滅時効は10年である(民法第167条第1項)。従って、2009年4月27日に中国電力と共同漁

業権管理委員会・四代漁協等との間で結ばれた補償契約に基づく中国電力の埋立事業を実施できる権利は、既に消滅しているのではないか。

でたためな延長許可申請ではないか

次に、6月10日に中国電力は公有水面埋立免許の工事竣功期間延長許可申請書を具に提出。「新規基準に基づいて厳しくなった断層の評価に対応するために海上ボーリング調査が必要」とが分かった。「海域のボーリング調査が終わるまでは埋立て工事が実施できない」と(毎日新聞報道)



原発建設予定地・田浦海岸の真正面にある(祝島) 2006年4月撮影

として、埋立工事に先立ち、このボーリング調査期間に6ヶ月を要するの期間で3年6月の期間延長が必要としているが、福島原発事故を受けての新たな原子炉設置許可申請に必要な詳細調査であるのなら埋立以前の話で、これは「一般海域の利用に関する条例」に基づく「一般海域の占用許可」を受けなければならず、公有水面埋立とは別の許可にあたり、と大きく認められたらめな工事竣功期間延長許可申請ではないか。

国は原発新設は想定していない。

国が原発新設は想定しておらず、新設の新規制基準は検討すらしていないと言っており、したがって、本体着工は絶対あり得ないのだから、「法律にのっとって適切に審査をし、判断する」ということではなくて、県内世論は上関原発反対の声が多いのを勘案し、知事

拡大し、国保制度をより安定的で持続的なものにするために、実施されたところだ。

このため、県としては、法令や国保運営方針等を踏まえ、被保険者世帯の所得の状況や世帯構成、市町の医療費水準等に応じて、適切に運用された結果と考えています。

国保制度の運用の統一については

国保制度改革は、国による財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化した上で、都道府県が財政運営の責任主体となることにより、財政規模を

- 2006. 3. 23...山口地裁判決、「許可漁業・自由漁業を営む漁民は、共同管理委員会と中国電力が締結した補償契約によって拘束されず、埋立工事を受忍する義務はない」と判示
- 2008. 10. 22...県が、公有水面埋立免許を交付
- 2011. 3. 11...福島原発事故
- 2012. 10. 5...中電が、埋立免許の期間延長や設計概要変更を申請
- 2016. 8. 3...7回の補足説明を求め、県が、延長を許可。「本体着工の見通しがつくまで埋立工事をしないよう」要請
- 2018. 7. 11...埋立免許延長の可否判断を巡る住民訴訟＝山口地裁が県知事の判断留保は違法とする判決
- 2019. 6. 10...中電が、2023年1月まで3年6月の埋立免許延長申請
- 2019. 6. 19...中嶋光雄県議の一般質問 世耕経産相＝上関原発に関し、「法令上の手続きや一定の地元理解が進んでいる。計画の具体化が確実な電源」
- 2019. 7. 21...参院選投票、出口調査で、上関原発反対51.1%
- 2019. 7. 26...県が、埋立免許の延長許可
- 2019. 7. 27...二井元山口県知事＝「免許延長すべからなかった」

国保県単位化に係る県の役割を質す

答弁

新しい国保制度は、社会保障制度全般を担う国の制度設計のもと、国による財政支援の拡充により、国保の財政基盤を強化し、被保険者の年齢構成や所得水準に伴う国保財政の構造的な問題を解決するために発足しました。

新制度では、県が国保の財政に関する保険者となり、市町とともに定められた山口県国民健康保険連

営方針に基づいて、特別交付金等を活用し、市町の低所得者対策や疾病予防、健康づくりの取組への支援などを着実に進めているところです。

県としては、今後とも財政運営の責任主体の立場から、安定的な国保財政を確保するとともに、市町が行う保健事業等を支援し、国保事業の健全な運営について、中心的な役割を果たしてまいります。

県内の国保の格差は市町ごとの違いは、各方針等を踏まえ、被保険者世帯の所得の状況や世帯構成、市町の医療費水準等に応じて、適切に運用された結果と考えています。

国保制度改革は、国による財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化した上で、都道府県が財政運営の責任主体となることにより、財政規模を

拡大し、国保制度をより安定的で持続的なものにするために、実施されたところだ。

このため、県としては、法令や国保運営方針等を踏まえ、被保険者世帯の所得の状況や世帯構成、市町の医療費水準等に応じて、適切に運用された結果と考えています。

国保制度の運用の統一については

国保制度改革は、国による財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化した上で、都道府県が財政運営の責任主体となることにより、財政規模を

にすべきとお尋ねです。保険料負担の軽減方式も含めた保険料の在り方は、国の責任において制度設計されるものと認識しており、保険料を引き下げるために、県独自で公費負担を行うことは考えていません。

また、法定外繰入は、3.746円で全国28位と中位です。国は、解消すべき「赤字」として全廃させる圧力を強めているが、法律で禁止されたものではないことを確認しておきたい。

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

祝島漁民が補償を受けられない限り、埋立工事は、あくまでも公有水面埋立法の免許に基づきのものであり、その他の公有水面埋立法に基づかないお尋ねについては、いずれも、お答えする立場にありません。

この度の延長申請については、現在、申請内容を精査し、審査を行っているところであり、どこまでも法令に従って、適切に対処してまいります。

営方針に基づいて、特別交付金等を活用し、市町の低所得者対策や疾病予防、健康づくりの取組への支援などを着実に進めているところです。

県としては、今後とも財政運営の責任主体の立場から、安定的な国保財政を確保するとともに、市町が行う保健事業等を支援し、国保事業の健全な運営について、中心的な役割を果たしてまいります。

県内の国保の格差は市町ごとの違いは、各方針等を踏まえ、被保険者世帯の所得の状況や世帯構成、市町の医療費水準等に応じて、適切に運用された結果と考えています。

国保制度改革は、国による財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化した上で、都道府県が財政運営の責任主体となることにより、財政規模を

拡大し、国保制度をより安定的で持続的なものにするために、実施されたところだ。

このため、県としては、法令や国保運営方針等を踏まえ、被保険者世帯の所得の状況や世帯構成、市町の医療費水準等に応じて、適切に運用された結果と考えています。

国保制度の運用の統一については

国保制度改革は、国による財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化した上で、都道府県が財政運営の責任主体となることにより、財政規模を

にすべきとお尋ねです。保険料負担の軽減方式も含めた保険料の在り方は、国の責任において制度設計されるものと認識しており、保険料を引き下げるために、県独自で公費負担を行うことは考えていません。

また、法定外繰入は、3.746円で全国28位と中位です。国は、解消すべき「赤字」として全廃させる圧力を強めているが、法律で禁止されたものではないことを確認しておきたい。

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

「着手前に漁業権者に補償すべきこと」と及び

祝島漁民が補償を受けられない限り、埋立工事は、あくまでも公有水面埋立法の免許に基づきのものであり、その他の公有水面埋立法に基づかないお尋ねについては、いずれも、お答えする立場にありません。

この度の延長申請については、現在、申請内容を精査し、審査を行っているところであり、どこまでも法令に従って、適切に対処してまいります。

再延長されたところで、それとは全く関連なく存在し続ける関係です。

中嶋みつお県議会報告

第 18 号
2019年秋
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
〒757-0004
山陽小野田市
大字山川675
携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

9月定例会 県議会

2億100万円の補正や山口県手話言語条例など21議案が提案され、16議案を審議し採決の結果、全て同意または可決。決算関係5議案は特別委員会で閉会中に継続審査となりました。
また、意見書は可決されるも請願書は不採択でした。



県議会9月定例会は、9月18日から10月4日まで行われ、一般会計補正予算(2億100万円)、山口県手話言語条例や迷惑行為防止条例の一部改正など20議案が提出され、代表質問に3名が会派を代表して、一般質問には各会派から計16名の議員が質問・質疑を行った。

質問 宇宙監視レーダー P3C山陽受信所跡地への宇宙状況監視レーダー配置の住民説明会では、参加者からは不安の声が出され、説明が不十分との声が相次いだ。米軍岩国基地に地上プッシュ計画、そして宇宙監視レーダーと、山口県が軍事的に大変な役割を押し付けられようとしている時にあたり、県が傍観者でいることは許されない。

再質問 宇宙モニタリングのため、日本の静止衛星が運用されている範囲を観測する最適地。使用周波数はX帯で安全と言いたいのかX線とは全く違う。と説明されるのみ。宇宙モニタリングのほとんどは高度1千km付近。この高度の監視はJAXAが行っており、現在は、6m級の観測能力だが、23年度には10cm級の宇宙モニタリングを観測できる新レーダーに更新予定。

答弁 (部長) 国から宇宙状況監視の必要性や宇宙監視レーダーの整備運用スケジュール等の説明を受け、宇宙空間の安全の利用を確保するため、宇宙モニタリングを探索・追跡することを目的とするものと認識をしております。このレーダー施設は、宇宙政策を推進する国が必要と判断し整備をするものであり、あくまでも

再質問 宇宙モニタリングの必要性や宇宙監視レーダーの整備運用スケジュール等の説明を受け、宇宙空間の安全の利用を確保するため、宇宙モニタリングを探索・追跡することを目的とするものと認識をしております。このレーダー施設は、宇宙政策を推進する国が必要と判断し整備をするものであり、あくまでも

答弁 (部長) 県議会には質疑に答えるかたちで説明する…。だし。

再質問 個人情報(自治会員名が特定される)が含まれるので非開示というが、臨時自治会総会を開催をし、会員総意で9月19日に公文書開示請求をしており、1年以上経過した現在も、県情報審査会に諮問されたままで、しかも、まだ審査前(これだけ時間がかかる原因は、そもそも事業主管課にあるのか、それとも制度的問題か、他に原因があるのか)。

答弁 情報公開審査会については、案件の内容や請求件数によりまして、その時々における審査の状況が異なっております。現在は、審査件数が多いということでありまして、また、複雑な法律関係が絡む事案もあることから、審査会において慎重な審議が進められていく結果によるものと考えております。都合が悪くて、出せないか？

一般質問終了後、監査委員の選任、公安委員会の委員の任命の人事案件2件は、委員会付託を省略し、ただちに採決・同意された。そして、議案13件、意見書案1件及び請願1件は、所管の常任委員会に付託され審査。10月4日、最終日の本会議において、議案等の賛否討論があり、討論の終結後、議案、意見書案及び請願について採決が行われ、議案の全てと「私学助成制度の充実強化に関する意見書」案は可決されたが、請願「日米地位協定の抜本的見直し・改定を求める意見書の提出について」については不採択になった。

質問 宇宙監視レーダー P3C山陽受信所跡地への宇宙状況監視レーダー配置の住民説明会では、参加者からは不安の声が出され、説明が不十分との声が相次いだ。米軍岩国基地に地上プッシュ計画、そして宇宙監視レーダーと、山口県が軍事的に大変な役割を押し付けられようとしている時にあたり、県が傍観者でいることは許されない。

再質問 宇宙モニタリングのため、日本の静止衛星が運用されている範囲を観測する最適地。使用周波数はX帯で安全と言いたいのかX線とは全く違う。と説明されるのみ。宇宙モニタリングのほとんどは高度1千km付近。この高度の監視はJAXAが行っており、現在は、6m級の観測能力だが、23年度には10cm級の宇宙モニタリングを観測できる新レーダーに更新予定。

答弁 (部長) 国から宇宙状況監視の必要性や宇宙監視レーダーの整備運用スケジュール等の説明を受け、宇宙空間の安全の利用を確保するため、宇宙モニタリングを探索・追跡することを目的とするものと認識をしております。このレーダー施設は、宇宙政策を推進する国が必要と判断し整備をするものであり、あくまでも

再質問 個人情報(自治会員名が特定される)が含まれるので非開示というが、臨時自治会総会を開催をし、会員総意で9月19日に公文書開示請求をしており、1年以上経過した現在も、県情報審査会に諮問されたままで、しかも、まだ審査前(これだけ時間がかかる原因は、そもそも事業主管課にあるのか、それとも制度的問題か、他に原因があるのか)。

答弁 情報公開審査会については、案件の内容や請求件数によりまして、その時々における審査の状況が異なっております。現在は、審査件数が多いということでありまして、また、複雑な法律関係が絡む事案もあることから、審査会において慎重な審議が進められていく結果によるものと考えております。都合が悪くて、出せないか？

再質問 個人情報(自治会員名が特定される)が含まれるので非開示というが、臨時自治会総会を開催をし、会員総意で9月19日に公文書開示請求をしており、1年以上経過した現在も、県情報審査会に諮問されたままで、しかも、まだ審査前(これだけ時間がかかる原因は、そもそも事業主管課にあるのか、それとも制度的問題か、他に原因があるのか)。

答弁 情報公開審査会については、案件の内容や請求件数によりまして、その時々における審査の状況が異なっております。現在は、審査件数が多いということでありまして、また、複雑な法律関係が絡む事案もあることから、審査会において慎重な審議が進められていく結果によるものと考えております。都合が悪くて、出せないか？

- 9月27日に、5項目の質問を行いました。
1. 林地開発について
 2. 県の指導監督は
 3. 速やかな情報開示を
 4. 原発ゼロ基本法案
 5. 選挙の投票率

質問 2015年9月議会でも質問したが、県情報公開条例第11条本文は「いわゆる非開示情報が記録されているときは、当該公文書は開示しないことができる」と「できる規定」になっているが、これは、中国・四国・九州17県で唯一古い条文のまま、他県は皆、「開示しなければならぬ」

再質問 個人情報(自治会員名が特定される)が含まれるので非開示というが、臨時自治会総会を開催をし、会員総意で9月19日に公文書開示請求をしており、1年以上経過した現在も、県情報審査会に諮問されたままで、しかも、まだ審査前(これだけ時間がかかる原因は、そもそも事業主管課にあるのか、それとも制度的問題か、他に原因があるのか)。

答弁 情報公開審査会については、案件の内容や請求件数によりまして、その時々における審査の状況が異なっております。現在は、審査件数が多いということでありまして、また、複雑な法律関係が絡む事案もあることから、審査会において慎重な審議が進められていく結果によるものと考えております。都合が悪くて、出せないか？

再質問 個人情報(自治会員名が特定される)が含まれるので非開示というが、臨時自治会総会を開催をし、会員総意で9月19日に公文書開示請求をしており、1年以上経過した現在も、県情報審査会に諮問されたままで、しかも、まだ審査前(これだけ時間がかかる原因は、そもそも事業主管課にあるのか、それとも制度的問題か、他に原因があるのか)。

中嶋みつお県議会報告

第 19 号
2020年初春
発行日

中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)

〒757-0004
山陽小野田市
大字山川 6 7 5

携帯 090-9066-1845
FAX 0836-39-6871

新案賛進

本年も、よろしくお願ひします。

11月県議会・33議案を審議

11月27日から12月13日までの11月県議会では、県人事委員会勧告による職員賃金引上げなどの一般会計補正予算案や「山口しごとセンター」などの指定管理者の再指定に関する28議案、18年度の決算案5件の計33議案を全会一致または賛成多数で可決。また、私立学校運営費補助、そして子供たちに行き届いた教育を求める請願の2件が採択された。私は、12月4日に3項目の一般質問を行った。

子供たちに行き届いた教育を求める請願中、5項目は採択されたが、7項目は反対多数で、またまた不採択。残念だ！



- 採択：①教育予算増額 ②父母負担軽減 ③私学助成増額 ④障害児教育の充実 ⑤耐震化・老朽化対策 トイレ洋式化
- 不採択：①30人以下学級の実現 ②複式学級の解消 ③教職員の加配 ④正規・専任の教職員増 ⑤給食費無償化 ⑥私学の学費実質無償化 ⑦エアコン使用に係る光熱費の増額

ヒバクシャ国際署名を ～核兵器禁止条約の批准～

核兵器の全廃と根絶を目的として起草された国際条約「核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止ならびにその廃絶に関する条約」

質問 来日したローマ教皇フランシスコが、難日する際に、被爆地の広島、長崎の訪問を機に、カトリックの教理に「核兵器の所有と使用は倫理違反」と明記する方針を明らかにした。

さらに、原子力発電についても言及。「安全が保障されない限り、核エネルギーは使うべきではない」と述べ、原子力エネルギー政策の見直しを全世界に訴えた。

そこで、このローマ教皇の来日とメッセージを絶好の機会とし、「ヒバクシャ国際署名」に署名

質問 される考えは無いが、改めて知事に伺う。ちなみに、広島県、長崎県、島根県、鳥取県など、すでに20府県知事が署名されているが、

答弁 村岡知事：政府は、核兵器禁止条約に参加せず、核兵器の廃絶に向け、核兵器国と非核兵器国の協力の下に現実的・実践的な取組を行うこととしています。

私は、核兵器の廃絶自体は、これを強く願っているところですが、核兵器のない世界に向かって

公立・公的病院の維持、存続

質問 厚労省は9月26日、公立・公的等の424の病院を名指しで、「再編や統合の議論が必要」な医療機関との発表を行った。山陽小野田市民病院と小野田赤十字病院もリストに挙げられている。しかも、各病院に20年9月までの方針決定を迫っている。再編リストの公開の背景には、市区町村を越えて健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する2次医療圏での病床再編が進まないという厚労省のいら立ちがあり、実際に、「自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるように、権限のあり方について、速やかに関係審議会等において検討を進める」とされている。

しかし、都道府県知事は地方分権の主体として、地域の様々な意見や実情に配慮する責務があり、一方的に国の方針に従うことは地方分権の理念上疑問がある。

答弁 部長：このたびの公表については、国からは、調整会議における議論の活性化を図るため、公立・公的医療機関等の診療実績の一部を分析した結果に基づき、行われたとの説明を受けている。県としては、地域医療の実態を分析するために必要なデータの提供を国に求めたところであり、今後、このデータに基づき、これまでの経緯を踏まえ、各調整会議での議論を活性化させ、地域医療構想の実現に向けた取組が促進されるよう支援する。なお、県としての取組の進め方やその内容を、来年9月末までに決めることは、国から正式に示されておらず、今後、国

質問 2019年4月から残業時間の上限が法律で規制されることになり、医師に労働基準法を適用すると医療現場が回らなくなるの医師の労働時間については5年間猶予されたが、大学からの医師の引き上げにより、地域の病院の医師不足がさらに進むなど、5年後の病院現場への影響は計り知れない。2次医療圏ごとの病床の機能分化が進まないのは、病床再編が病院経営に与える影響が大であるため。急性期から回復期に変更することで収入の減少や、余剰な医師や看護士の発生による病院経営の悪化が起き、また、急性期の看板を下ろすことで、若い医師や看護師にとって魅力が失われ、将来的な医師や看護士の体制確保の困難につながるが、県として有効な処方箋を示せるのか。

答弁 部長：医師の労働時間短縮や健康確保の観点から、医師の時間外労働の上限規制に関する必要な措置など、制度運用面の詳細については、

質問 がんや救急医療など9項目の診療実績を分析。手術件数などが一定水準未満の病院の他、車で20分圏内に一定数以上の診療実績を有する病院が複数ある場合も名指しされた。当該自治体からは「地域の実情を考慮していない」「リストを返上すべき」など、疑問と批判の声が相次いで出されている。

地域医療構想や医療費適正化計画の影響で、病床の削減や入院の短縮化による病院追い出し、病院のたらい回しなど「患者難民」が増え続けている。

地域のニーズをしっかり把握し、必要な病床を確保するため、制度を見



山口新聞2019年12月2日付

いくための手法については、国において、しっかりと検討して進めていただきたいと考えています。

このため、私は、そうした国の取組を尊重する立場に立って、現時点では署名を控えています。

税金が投入されていることに批判がある自治体病院であるが、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算部門、特殊部門に関わる医療や、過疎地等の医療提供など、地域の民間医療機関では担うことができない役割を担っている。

県は、再編・統合リスト公表と期限を切った方針判断を迫られていることについて、どのような見解か。また、どのように対応するのか。

現在、国において議論が進められており、今後、法令等の改正があれば、適切に対応します。また、地域医療構想の推進にあたっては、医療機関相互の協議と自主的な取組により進めており、病床再編に伴って発生する諸問題については、経営に関する事項であって、個々の病院において、個別具体的な事情のもと対応されるべきものです。

